

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を 踏まえた特定健診・特定保健指導等における当組合の対応について

新型インフルエンザ等対策特別措置法 第32条 第1項に基づき、令和3年1月8日付で緊急事態宣言が発出された4都県（埼玉、千葉、東京、神奈川）における特定健診・特定保健指導等の実施について、今般、厚生労働省 保険局 保険課より対象地域に居住する住民ならびに対象地域に所在する医療機関等での受診を、集団で実施するものについては緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期する旨の通達がありました。

それを踏まえ、当組合においても感染機会を減らす目的で、以下の対応を実施いたしますので、ご理解ご協力下さいますようお願いいたします。

※「集団」とは三つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）が生じうる環境のことを指します。

1. 特定健診・特定保健指導の実施について

緊急事態宣言の対象となった4都県にお住いの加入者（被保険者および被扶養者）ならびに対象地域に所在する医療機関等で実施される特定健診・特定保健指導について、集団で実施するものについては緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期いたします。

なお、対象地域ならびに対象期間が今後拡大された場合も同様の対応となります。

2. 特定健診・特定保健指導以外の対面で行う保健事業（人間ドック、主婦の誕生日健診、前期高齢者訪問相談事業）の実施について

1. と同様に集団で実施するものについては緊急事態宣言の期間において、原則として実施を延期いたします。

但し、既に予約等を行い、関係者間において周知・調整が間に合わない等やむを得ない場合、個人の責により受診するのを妨げるものではありませんが、受診の際はマスクの着用ならびに手洗い・うがい等、万全の対策を行った上で受診願います。

3. 主婦の誕生日健診の受診期間の延長について

現状を鑑み、誕生月が12月、1月に該当する方の受診期間については、2021年3月31日まで延長いたします。

なお、今後の状況により期間を延長する場合があります。

4. お願い

1. 及び2. につきましては、対象地域における密を生じない環境で実施する特定健診・特定保健指導等の保健事業は、必要性、緊急性等を踏まえたうえで、実施しても差し支えありません。

緊急事態宣言の対象地域以外にお住いの加入者につきましても、これ以上の感染拡大を防ぐため、特定健診・特定保健指導等の保健事業の実施について、受診時期を変更する等の対応下さいますようお願いいたします。